



一般社団法人日本歯科技工所協会
入会確認事項
(賛助会員)

1. 基本原則

当会並びに会員は、歯科技工界が直面する課題解決を図るとともに歯科技工界並びに歯科界全体の健全な発展に寄与する。また正会員、賛助会員は互恵関係を築けるよう努める。

2. 事業年度

当年4月1日から翌年3月31日までとする。

3. 組織

本部と3つの地域支部（東支部、中支部、西支部）の4つで構成する。

【本部】

東支部（概ね、関東以北）

中支部（概ね、中部[東海・北陸など]）

西支部（概ね、近畿以西）

本部：一般社団法人 日本歯科技工所協会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-16-7 IS アルプスビル 5 階

TEL 03-5256-1668／FAX 03-5256-1667

e-mail jdl.100@orion.ocn.ne.jp

4. 入会までの流れ（入会までに2か月程かかる事もある）

- ①入会申込書（正会員2人以上の推薦が必要）、入会チェックシート（本資料巻末）の提出
- ②本部理事会にて承認を得る。
- ③上記承認を得た入会者は、入会費及び本部年会費等の入金が確認できた時点で会員となる。

5-1. 賛助会員の入会資格

- ①歯科に関連した事業会社であること。

※日本歯科商工協会の下部団体に加盟していることが望ましい。

- ②法人又は個人であること。

（医療機器製造販売業許可証、（高度）管理医療機器販売貸与業許可証の他、事業活動に必要な許可等を有していること）

- ③国内未認証材料の取り扱いをしていないこと。

- ④コンプライアンス及びその他、社会常識を順守していること。

※入会后、上記に反する活動がある場合は、注意勧告、指導、除名などをおこなう。

5-2. 賛助会員の権利

- ①総会、地域支部例会に出席する義務を有しないが、支部長が必要と認める場合、例えば各種事業（地域支部例会などで優先的に自社製品及び商品についてPRを行う）などには出席できる。
- ②慶弔規程があり、弔事において弔慰金を支給する。連絡は本部事務局におこなう。

5-3. 入会時に必要な書類

- ①入会申込書（推薦者2名の署名押印のもの）
- ②歯科業界における経歴書（要写真添付）

5-4. 入会后、事務局より提供するもの

- ①会員名簿付歯技協手帳 1冊
- ②会員証
- ③会員バッヂ 1個（2個目からは受益者負担 @3,500円）

5-5. 賛助会員の会費

入会費	100,000 円
本部年会費	100,000 円

※ 但し、初年度の本部年会費は入会時期によって変更する。

初年度入会時期	本部年会費
4 月	10 万円
5 月	9 万円
6 月	8 万円
7 月	7 万円
8 月	6 万円
9 月	5 万円
10 月	4 万円
11 月	3 万円
12 月、1 月	2 万円
2 月、3 月	1 万円

5-6. 賛助会員の年会費の支払方法

年に1回10月～11月の間で本部事務局より請求書を発行し、12月末までに振込む。

日本歯科技工所協会
賛助会員入会チェックシート

下記の 5 項目をチェックしてください。チェックできたものは☑印をつけて本部事務局へメールまたは FAX などでご提出ください。

- ☐ 1 本紙『入会確認事項』を確認し、当協会入会申込書を提出する。
- ☐ 2 賛助会員の『入会費』を理解した。
- ☐ 3 賛助会員の『本部年会費』を理解した。
- ☐ 4 賛助会員の『入会資格』を満たしている。
- ☐ 5 入会までに審査があり 2 ヶ月かかることがある。

確認日： _____ 年 ____ 月 ____ 日

会社名： _____

代表者（署名）： _____

以上